

## 船舶インシデント調査報告書

平成29年11月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年7月29日 18時30分ごろ
発生場所	鹿児島県南さつま市野間半島北方沖 薩摩野間岬灯台から真方位019° 1,500m付近 （概位 北緯31° 25.7′ 東経130° 06.9′）
インシデントの概要	プレジャーボートKOUYOUは、漂流中、船外機を始動することができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年8月1日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート KOUYOU、5トン未満（長さ5.37m）
船舶番号、船舶所有者等	295-37120鹿児島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、漂流中、釣りを終えて南さつま市片浦漁港に帰港しようと、セルモータのスイッチを操作したが、セルモータが動かず、運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が、所属するマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）に携帯電話で救助を要請するとともに、風で沖に流されないようにする目的で、同乗者2人が泳いで本船をえい航し、浅所に錨泊した。</p> <p>本件マリーナの海上保安協力員は、本船の救助に向かったが、船長の携帯電話が不通となり、日没になったことから海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、来援した海上保安庁の巡視艇により片浦漁港にえい航された。</p> <p>船外機は、本件マリーナの担当者が点検したところ、セルモータ始動用のスイッチが経年劣化により損傷しており、後に新替えされた。</p>
分析	本船は、船外機のセルモータ始動用のスイッチが経年劣化により損傷したことから、船外機を始動することができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船外機のセルモータ始動用のスイッチが経年劣化により損傷したため、船外機を始動することができなくなったことにより発生したものと考えられる。

<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 機関取扱説明書に記載されている定期点検及び発航前点検を行うこと。</li></ul>
-----------	--